



令和8（2026）年3月

石垣市

「男女共同参画社会」とは

すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う社会です。



石垣市では、誰もが性別にかかわらず自分らしく暮らせる社会づくりを進めています。しかし、家庭や職場、地域には今もさまざまな課題が残っています。多様な生き方や考え方を尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるまちを目指して、「第4次石垣市男女共同参画計画～いしがきプラン～」を策定しました。

石垣市の状況

資料：令和7年度アンケート調査（市民用／こども用）

① 男女の地位の平等感

男女が平等だと思う人はまだ少数です。

- 社会全体で平等 …………… 13.6%
 - 政治の場で平等 …………… 12.4%
 - 地域活動の場で平等 …… 30.5%
- (n=740)

⇒ 固定的な役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）や慣習が依然として残っています。

② 家庭での役割分担意識（こども）

子どもたちは「協力して行う」と考えています。

- 家事をすること …………… 63.9%
 - 子育てをすること …………… 67.1%
 - お金を稼ぐこと …………… 51.8%
- ※小学生+中学生の回答合算（n=598）

⇒ 次世代では、男女が協力して役割を担う意識が広がっています。

③ 女性の登用

意思決定の場への女性参画が求められています。

- 審議会等女性委員 …………… 29.2%
 - 市管理職女性割合 …………… 11.7%
- (令和7年度石垣市調べ)

⇒ 政策や方針決定の場へのさらなる参画が期待されています。

④ 多様な生き方を認め合う社会へ

多様性を認め合う積極的な理解が進んでいます。

- 性的少数者を性の多様性として認める必要がある …………… 42.6%
 - 理解に努めようと思う …………… 42.2%
 - 当たり前のことで特に意識していない …………… 26.9%
- (n=740)

⇒ 多様な価値観や生き方への理解を深めることが大切です。



第4次計画基本理念

互いを尊重し だれもが個性と能力を発揮できる
安心のまち いしがき

第4次計画で大切にする視点

第4次計画では、第3次計画の取り組みを継承しながら、新たにウェルビーイングの視点も踏まえ、性の多様性への理解促進、防災分野における男女共同参画、困難な問題を抱える人への支援など、社会情勢の変化を踏まえた取り組みを強化しています。

- 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消
- 性の多様性への理解を深める
- 防災分野にジェンダー視点を取り入れること
- 困難を抱える人へ包括的に支援すること

石垣市男女共同参画推進条例 7つの基本理念

- | | |
|--|-----------------------|
| 1. 男女の人権の尊重 | 4. 社会における制度や慣行についての配慮 |
| 2. 男女の性についての理解 | 5. 政策等の立案及び決定の場への共同参画 |
| 3. 学校教育、あらゆる分野の教育の場においての男女共同参画を実現するための配慮 | 6. 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| | 7. 国際的取り組みとの連携・協調 |

計画期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間の計画として策定し、概ね中間期において見直しを行います。中間見直しの時期については、国の男女共同参画に関する基本計画の策定・見直しサイクルとの整合を図る観点から、6年目を目安に実施します。

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
石垣市	第4次石垣市男女共同参画計画（10年間）									
						●中間見直し		第4次石垣市男女共同参画計画（改定版）		

計画の体系図

理念	基本方針	具体的施策の展開	
互いを尊重し だれもが個性と能力を 発揮できる 安心のまち いしがき	1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発	(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発	①広報いしがきや市ホームページ等を通じた啓発 ②男女共同参画広報誌「まるざー」の充実・活用 ③いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知 ④様々な機会を通じた意識啓発の推進
		(2) 学校教育・社会教育等を通じた固定的性別役割分担意識の見直し	①学校教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発 ②幼児教育を通じた男女共同参画意識の普及・啓発 ③講座等を通じた男女共同参画の推進 ④各種団体との連携による男女共同参画の推進
	2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり	(1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児等への参加促進 ②育児休業・介護休業等の取得促進 ③育児や介護に係るサービス等の充実
		(2) 地域における男女共同参画の推進	①「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進 ②地域活動への参加促進
		(3) 職場における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②労働環境の改善に向けた意識啓発 ③各種法制度等の周知 ④多様な人材の参加促進に向けた取り組みの推進 ⑤女性農業者の育成及び家族協定の普及促進
		(4) 女性のエンパワーメントの推進	①政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 ②女性リーダーの育成 ③女性団体ネットワークの拡充 ④女性が活躍できる環境づくり ⑤起業支援の充実
	3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり	(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 ②ライフステージに応じた健康支援の充実 ③発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施 ④多様な性の尊重
		(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり	①人権尊重の意識啓発の推進 ②多文化共生と国際交流の推進
		(3) 平和な社会づくりへの貢献	①平和事業の推進 ②平和学習の推進
		(4) 防災にジェンダーの視点を取り入れた取り組みの推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 ②女性の参画促進
	4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援	(1) あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	①DVや暴力、虐待等の防止に関する情報発信・啓発 ②DVや暴力、虐待等の防止に関する相談支援、関係機関との連携 ③DV等被害者の情報保護と被害者の生活の再構築や自立支援の充実 ④児童及び、高齢者、障がい者等への暴力（虐待等）への適切な対応
		(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	①あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発 ②相談窓口の周知
		(3) 困難な問題を抱える人への包括的な相談支援と自立支援	①ひとり親家庭等への生活支援 ②生活困窮者自立支援法に基づく施策 ③困難な問題を抱える人への支援体制の整備 ④困難な問題を抱える女性等への支援体制の整備

基本方針1 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発

誰もが個性や能力を発揮し、自分らしく参画できる社会の実現に向け、子どもを含むあらゆる世代を対象に、男女共同参画の理念や意義の周知・啓発に取り組みます。

具体的施策の展開

(1) 多様な媒体や機会を活用した男女共同参画の周知・啓発	① 広報いしがきや市ホームページ等を通した啓発 ② 男女共同参画広報誌「まるごー」の充実・活用 ③ いしがきプラン及び男女共同参画推進条例の周知 ④ 様々な機会を通した意識啓発の推進
(2) 学校教育・社会教育等を通した固定的性別役割分担意識の見直し	① 学校教育を通した男女共同参画意識の普及・啓発 ② 幼児教育を通した男女共同参画意識の普及・啓発 ③ 講座等を通した男女共同参画の推進 ④ 各種団体との連携による男女共同参画の推進

基本方針2 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

誰もが個性や能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性のエンパワーメント等を通して、性別にとらわれず活躍できる環境づくりに取り組みます。

具体的施策の展開

(1) 家庭における男女共同参画の推進	① 男性の家事・育児等への参加促進 ② 育児休業・介護休業等の取得促進 ③ 育児や介護に係るサービス等の充実
(2) 地域における男女共同参画の推進	① 「いしがきプラン」地域推進委員会の活動促進 ② 地域活動への参加促進
(3) 職場における男女共同参画の推進	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 労働環境の改善に向けた意識啓発 ③ 各種法制度等の周知 ④ 多様な人材の参加促進に向けた取り組みの推進 ⑤ 女性農業者の育成及び家族協定の普及促進
(4) 女性のエンパワーメントの推進	① 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 ② 女性リーダーの育成 ③ 女性団体ネットワークの拡充 ④ 女性が活躍できる環境づくり ⑤ 起業支援の充実



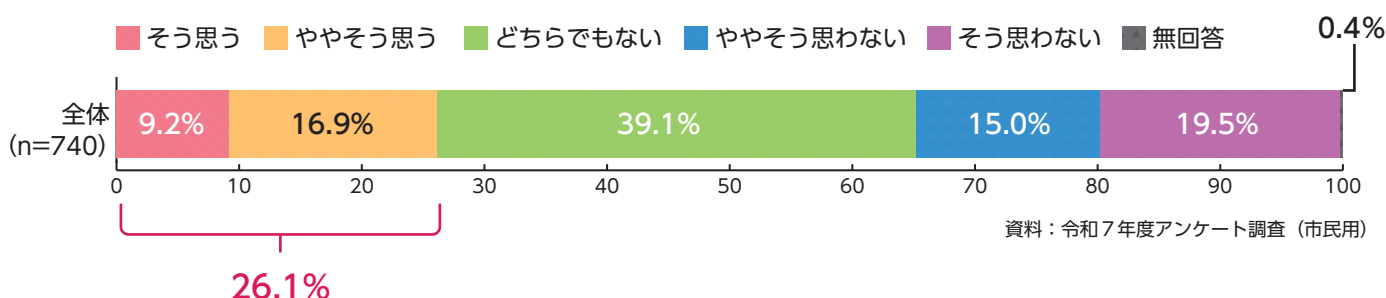
基本方針3 すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

誰もが心豊かで安心して暮らせる社会の実現に向け、性に配慮した健康支援や人権意識の啓発を通して、互いの性や人権、多様な価値観を尊重し合える環境づくりに取り組みます。

具体的施策の展開

(1) 互いの性に配慮した健康支援や性教育の推進	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 ② ライフステージに応じた健康支援の充実 ③ 発達段階に応じた性教育や性の悩み相談の実施 ④ 多様な性の尊重
(2) 人権の尊重と多様な価値観を認め合う環境づくり	① 人権尊重の意識啓発の推進 ② 多文化共生と国際交流の推進
(3) 平和な社会づくりへの貢献	① 平和事業の推進 ② 平和学習の推進
(4) 防災にジェンダーの視点を取り入れた取り組みの推進	① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 ② 女性の参画促進

あなたは今の石垣市が、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会だと思いますか



基本方針4 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援

DVや性暴力、ハラスメント等の複合的な課題に的確に対応できるよう、実務に即した研修の実施や継続的なスキルアップの機会を確保し、相談対応の質の向上と安定した支援体制の構築を図る必要があります。

具体的施策の展開

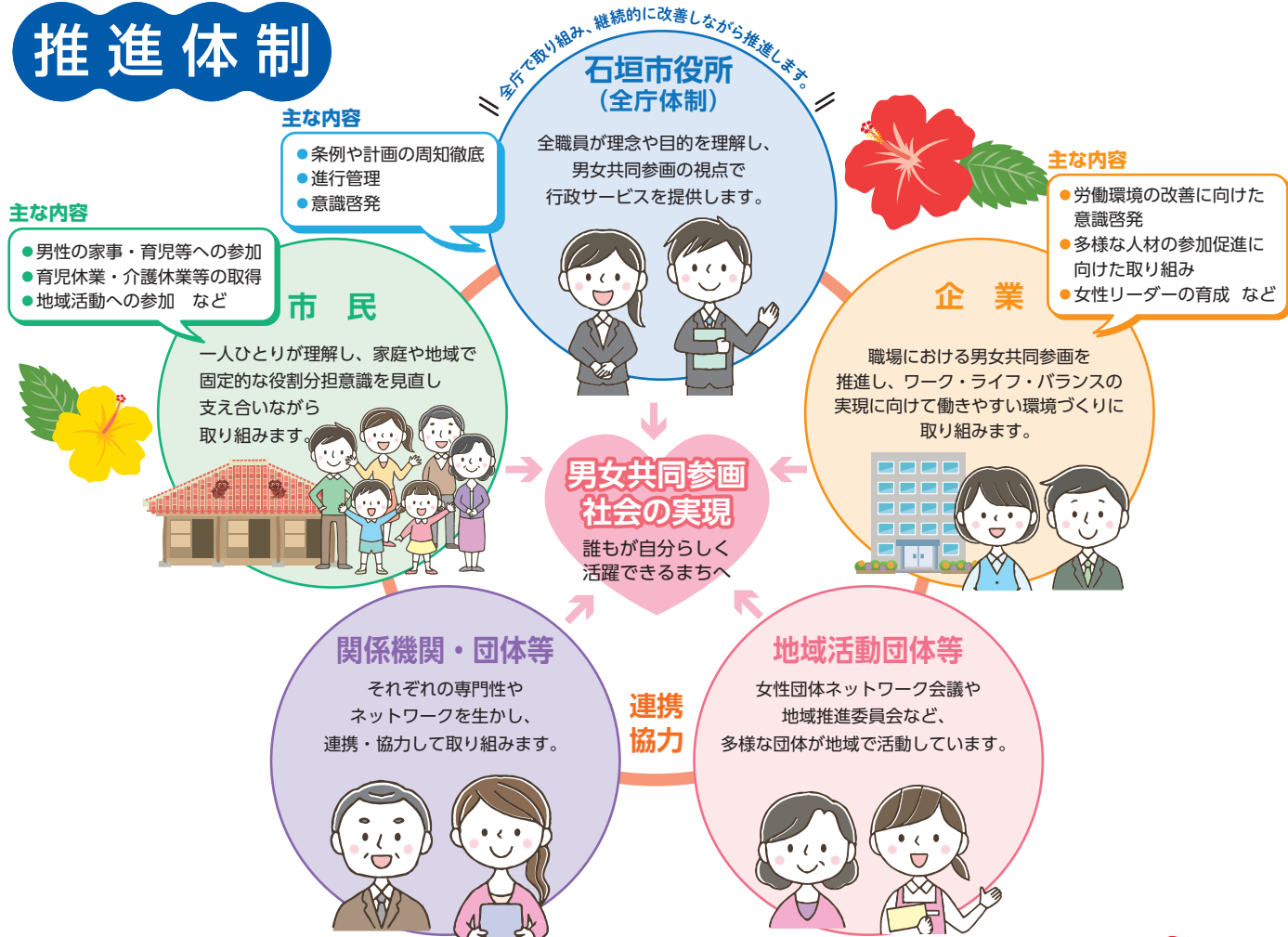
(1) あらゆる暴力の防止に向けた取り組み	① DVや暴力、虐待等の防止に関する情報発信・啓発 ② DVや暴力、虐待等の防止に関する相談支援、関係機関との連携 ③ DV等被害者の情報保護と被害者の生活の再構築や自立支援の充実 ④ 児童及び、高齢者、障がい者等への暴力(虐待等)への適切な対応
(2) あらゆるハラスメントの防止に向けた意識の浸透	① あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発 ② 相談窓口の周知
(3) 困難な問題を抱える人への包括的な相談支援と自立支援	① ひとり親家庭等への生活支援 ② 生活困窮者自立支援法に基づく施策 ③ 困難な問題を抱える人への支援体制の整備 ④ 困難な問題を抱える女性等への支援体制の整備

目標値の設定

本計画に位置付けられた施策・事業の実効性を確保するためには、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、以下の項目を目標値として設定し、客観的な評価・検証につなげていきます。

具体的施策の展開		基準値 (R7年度)	目標値 (R17年度)
基本方針 1. 誰もが尊重される社会づくりに向けた周知と意識啓発			
1 社会のあらゆる場面において、男女が「平等」であると回答する市民の割合			
①家庭生活	38.9%	全項目 50%以上	
②職場	44.5%		
③学校教育の場	45.4%		
④地域活動・社会活動の場	30.5%		
⑤政治の場	12.4%		
⑥法律や制度の上	28.1%		
⑦社会通念・慣習・しきたりなど	11.4%		
⑧社会全体	13.6%		
2 第4次「いしがきプラン」の認知度（「よく知っている」「少しは知っている」の割合）			
市民	7.0%	50%	
庁内	30.2%	100%	
3 男女共同参画に関する言葉の認知度（中学生）（「知っている」「聞いたことがある」の割合）			
男女共同参画社会	43.8%	50%以上	
4 家庭での役割について、「男女が協力して」または「どちらでもよい」と回答する小・中学生の割合			
家事について	小学生：87.9% 中学生：93.8%	全項目 80%以上	
子育てについて	小学生：78.3% 中学生：91.3%		
お金を稼ぐことについて	小学生：69.8% 中学生：85.1%		
基本方針 2. 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり			
5 審議会等、方針決定の場に占める女性委員の割合 （地方自治法第202条の3及び規則に基づく審議会等）	29.2%	35%～65%	
6 市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	11.7%	20%	
7 市監督者（課長補佐・係長相当職）に占める女性の割合	37.0%	40%	
基本方針 3. すべての市民が安心して暮らせるまちづくり			
8 石垣市が「性別に関わらず個性や能力を発揮できる社会」と回答する割合	26.1%	35.0%	
基本方針 4. 暴力の根絶と困難な問題を抱える人への切れ目のない支援			
9 身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する市民の割合	34.2%	0%	
10 DVに関する言葉の認知度（中学生）（「知っている」「聞いたことがある」の割合）			
DV	84.7%	全項目 80%以上	
デートDV	38.7%		
11 セクシュアル・ハラスメントに当たると認識している市民の割合			
①性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけること	77.3%	全項目 80%以上	
②ヌードポスターや雑誌、性的ジェスチャーを見せたりしてからかうこと	78.8%		
③接待や宴会の席で女性にお酌やデュエット、ダンスを強要すること	70.1%		
④結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	43.4%		
⑤目につきやすい場所にヌードポスターやカレンダーなどを置いておくこと	71.4%		
⑥身体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にすること	80.9%		
⑦「異性関係が派手だ」などと性的な噂を流すこと	70.9%		

推進体制



市役所全体で取り組むとともに、市民や企業、関係機関・団体等と連携・協力しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。



みんなで取り組む男女共同参画

石垣市では、それぞれが基本理念に基づき、男女共同参画を推進するための取り組みを進める責務を明らかにしています。以下は、条例の内容を抜粋しています。全文は、条例本文をご確認ください。

●市の責務 (第4条)

市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するとともに、国、県、市民、教育関係者、事業者及び市民団体と相互に連携・協力しながら、その推進に必要な財政上その他の措置を講ずるよう努める。

●市民の責務 (第5条)

市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

●教育関係者の責務 (第6条)

教育関係者は、男女共同参画社会の形成における教育の重要な役割を認識し、基本理念に基づき、教育本来の目的を踏まえた教育を行うよう努める。

●事業者の責務 (第7条)

事業者は、基本理念に基づき、男女が職場において対等に参画できる機会を確保するとともに、仕事と家庭生活等の両立ができる職場環境の整備や、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。

●市民団体の責務 (第8条)

市民団体は、基本理念に基づき、活動における方針決定や計画立案等に男女が共に参画する機会を確保するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。

資料：石垣市男女共同参画推進条例

第4次石垣市男女共同参画計画 ～いしがきプラン～ (概要版)

令和8 (2026) 年3月

発行：石垣市 市民保健部 平和協働推進課 (平和・男女共同係)

〒907-8501 沖縄県石垣市字真米里672 番地 TEL:0980-82-1253 (直通)

アンケート結果を公開しています。
詳しくはQRコードからご覧ください。

